

適時開示に係る宣誓書（JASDAQ等内国会社）

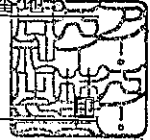
適時開示に係る宣誓書（内国会社）

平成 22 年 6 月 17 日

株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長 米田 道生 殿

本店所在地 佐賀県伊万里市新天町 722 番地-5

会 社 名 アイ・ケイ・ケイ株式会社



代表者の役職氏名(署名) 代表取締役社長 金子 和斗 志



アイ・ケイ・ケイ株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切におこなえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 22 年 6 月 17 日

会 社 名 アイ・ケイ・ケイ株式会社

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 当社の適時開示に関する基本方針

当社は、株主、投資者の保護および取引の公正性の観点から、関係法令および大阪証券取引所が定める「JASDAQ等における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の特例」等を順守し、投資判断の根拠となる当社グループの情報を適時・適切に開示してまいります。適時開示規則に定める開示義務に該当しない情報に関しても、投資家の投資判断に影響を与えられとされる情報につきましては、積極的に開示していく方針であります。

2. 当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制

(1) 適時開示担当組織（担当部署及び人員数等）の状況

担 当 部 署 名：経営企画部経営企画課

担 当 人 員：取締役管理本部長他 4 名

情報開示担当役員：取締役管理本部長

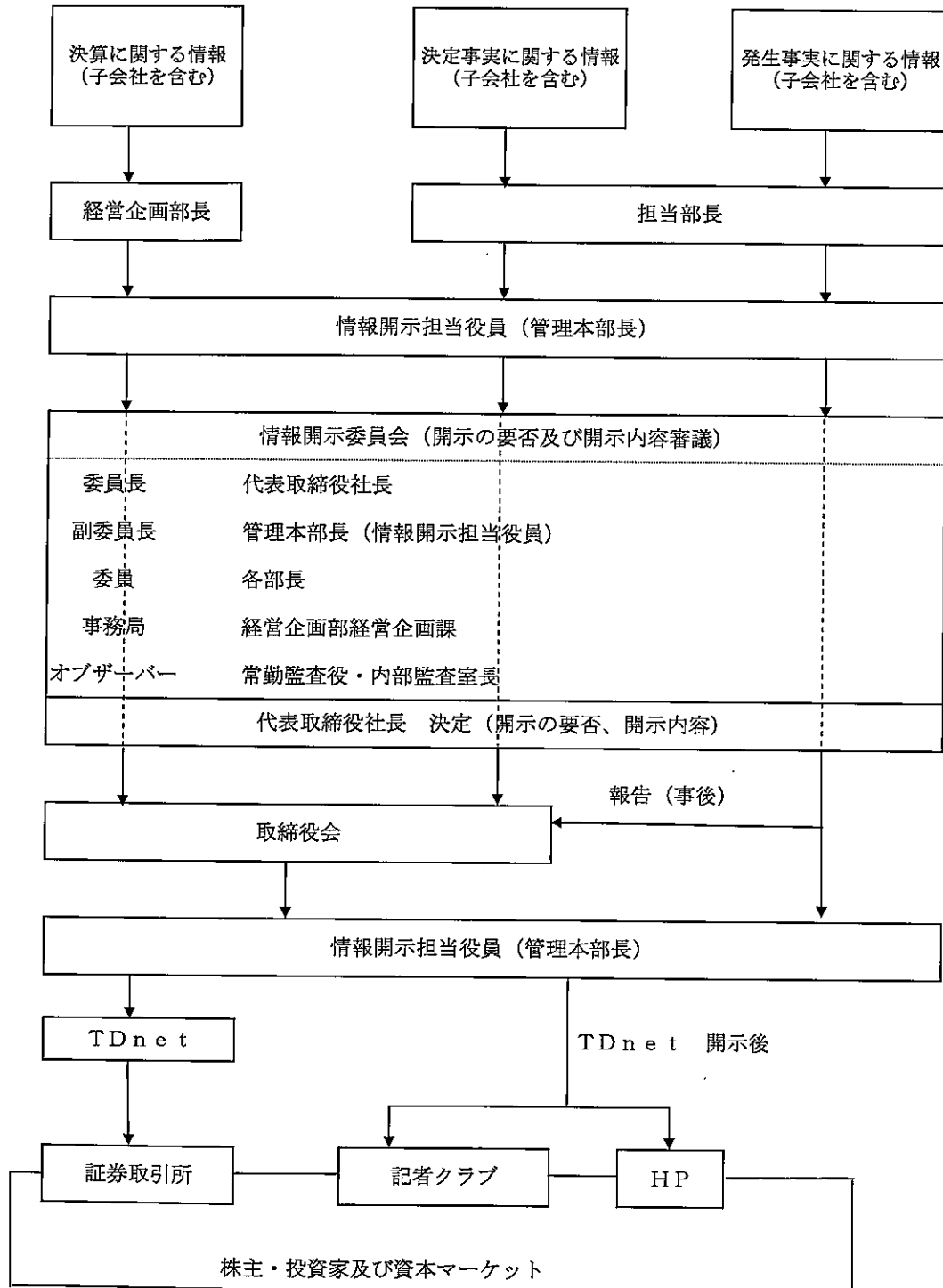
(2) 適時開示手続き

- ① 当社は、「適時開示規程」を定め、インサイダー取引防止を含めた情報一元化の観点から取締役管理本部長を情報開示担当役員として、その管理のもとで当社グループの情報の適時開示体制を整備しております。
- ② 決定事実、発生事実および決算情報等の全ての情報につき、各担当部長を経由して代表取締役社長を委員長とする情報開示委員会に集中する体制をとっております。
- ③ 情報開示委員会において、開示の可否および開示内容の審議をおこないます。この審議内容を踏まえ、最終的に委員長が開示の可否および開示内容を決定し、決定事実、決算情報については取締役会において機関決定をおこない、直ちに情報開示担当役員を通じて開示いたします。発生事実については、委員長による決定の後、情報開示担当役員を通じて直ちに開示をおこない、取締役会に報告することとしております。
- ④ 情報開示委員会には常勤監査役および内部監査室長もオブザーバーとして出席し、適時開示の状況につき監視をおこなうこととしております。

(3) 適時開示フロー

適時開示手続きに関する事務フローは、次のとおりであります。

【適時開示フロー図】



以上